

## 平成 29 年度第 2 回平塚市廃棄物対策審議会議事録

日 時	平成 29 年 11 月 28 日 (火) 14 時 00 分から 15 時 30 分まで
場 所	平塚市中央公民館 3 階 大会議室
出席委員 (10 名)	原田会長、陶山副会長、佐藤委員、白石委員、椎野委員、永澤委員、立岡委員、岩松委員、赤岩委員、石塚委員
事務局 (8 名)	環境部長、循環型社会推進課長、資源循環担当長、収集・分別推進担当長、環境施設課長、施設整備・広域担当長、破砕処理場担当長、上家主査
傍聴者 (2 名)	あり

### 【審議会】

#### 1 環境部長挨拶

#### 2 審議会等の会議の公開について

平塚市廃棄物対策審議会の委員は総勢 11 名であり、本日の出席者は 10 名。平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第 5 条で定められている過半数の 6 名に達しており、会議は成立していることを確認する。

(会長)

今までの経過をしっかりと再確認していただきまして、更に一步進めるための方向性を決めなければいけませんので御協力をお願いします。資料は 1 から 7 まであります。これに関して今日は事務局から説明をしていただくこととなります。皆さんには資料 1 から 7 まで 1 つ 1 つこれまで議論してきた内容を確認していただきます。

それでは本日も議事進行をさせていただきます。

アンケート調査を実施してからかなり時間が経過しておりますので、そもそもこの審議会に与えられた役割が何であったのか、そこに向けて昨年度からこの審議会で議論をしてきましたが、具体的には何を中心にして議論してきたのか、そして、議論のプロセスの中で何が確認できたのか、そして、確認した内容はこういったものだったのか、よろしいでしょうか。その辺のところを皆さんと振り返って、あえて確認をしていきたいと思えます。こうした意図に基づきまして、本日事務局の方で資料を準備していただいておりますので、その確認を行うために説明をお願いしたいと思います。

そして、先ほど部長からのお話にありましたように、戸別収集のアンケート結果に基づいて、答申をまとめていかなければいけませんので、提起すべき答申の骨子に関しても、本日議論をさせていただきたいと思えます。それでは議題 1 の家庭ごみの戸別収集について、「ア 前回の会議までに整理してきた議論について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料 1 「平成 26 年度 3 月廃対審提言書の趣旨から今回の諮問に至るまで」について、御説明いたします。こちらは昨年度の審議会で資料の提示をさせていただきましたので、再掲の文字を付しております。

平成 26 年 3 月に、廃棄物対策審議会から、「家庭系ごみの有料化」に関する提言書をいただいておりますが、この件について、昨年度の審議会で、「2. 提言内容の整理」のようなかたちで議論の整理を行いました。

提言書の中で言及されている、「民間委託」、「戸別収集」、「家庭系ごみ袋の有料化」の3点に関して、中心とされているのは、「戸別収集」に対する期待の高さでした。その実施にあたり、不足する財源の考え方、選択肢の1つとして「家庭系ごみ袋の有料化」があり、また、物理的な収集人員等の不足を補う手段として、「民間委託」といった手段が考えられるといったものです。ただし、こうした手段を検討する場合においては、まずは、課題解決に向けて、『市民負担を強わずに、どの範囲であれば「戸別収集」が可能か検証』するべきであるというのが基本的な議論の組立でした。

そうした整理と、市からの諮問内容を踏まえまして、検討の手順として、お示ししたのが、「4. 内容」になります。

「①戸別収集のイメージを共有」では、実際に戸別収集を実施している藤沢市や大和市の例をもとに、収集方法の紹介や、戸別収集とごみ集積所の違い、平塚市ならではの地形的な要因などの説明を通して、委員の皆様と、基本的な戸別収集のイメージを共有してまいりました。

また「②戸別収集の必要性を確認」では、提言書の内容を踏まえまして、改めて平塚市がどういったごみの区分を、どういった理由で戸別収集を必要としているのか、「③戸別収集の経費の考え方」では、藤沢市を例とした試算を確認していただき、中間まとめを行っていただきました。その後、中間まとめと、日頃からごみに対して向き合っていたいただいている方がお考えになる方向性を確認する必要がありましたので、皆様にはアンケート調査票の作成から、実施までしていただいたところです。

ここまでの、昨年度の審議会としての活動内容です。

そして、今年度は、「④答申書の作成」において、アンケート結果で言及されている内容を幅広く意見集約し、調査研究の成果をまとめることとなります。

一番下の「5. 戸別収集の調査研究に関するスケジュール」の表を御覧ください。現在は御説明した内容を、こうしたスケジュールに沿って議論を進めていただいております。今後は、審議会として調査研究の答申を作成していただきまして、年度末に会長から平塚市長に手交していただく予定です。

続きまして、

資料2「戸別収集に関する調査研究（諮問）」について、御説明いたします。審議会に対し、平塚市長から戸別収集に関して諮問させていただいた理由と具体的な調査研究の内容が記載されています。理由については、平塚市が抱える様々な課題に対して、戸別収集は効果的であるとの認識は持っておりますが、検討にあたっては、経費抑制の観点から、「現況の収集体制を最大限に活用したい」旨が言及されています。

そして、この審議会に行っていたいただきたい調査研究の具体的な内容が、この諮問書の最後の2つに示されています。

1つが、「戸別収集の対象とするごみの区分の考え方」に関することです。そして、もう1つが「戸別収集を導入するための家庭系ごみ量等の条件」に関することです。

続きまして、

資料3の「戸別収集に関する調査研究について（中間まとめ）」について、御説明いたします。この中間まとめですが、これは、今年の2月にアンケート調査を実施する前に、審議会としての中間的なまとめを行っていただいたものです。内容は、経費の抑制について言及しながらも、戸別収集に関する必要性がまとめられています。

そして、下から2つ目の段落において、審議会としては、「平塚市が抱える諸課題の解決を図る方策の1つとして、現在のごみ収集体制を最大限活用した可燃ごみの戸別収集が必要」との中間まとめに至っております。

ここで、先ほどの諮問で示された調査研究の具体的な内容に関連して、1つ目のごみの区分に関しては「可燃ごみ」、2つ目の条件については、「現在のごみ収集体制の最大限の活用」という表現が記され

ています。

ただし、中間まとめになりますので、具体的に、どのような条件下で、現在のごみ収集体制を最大限に活用して、可燃ごみを収集すべきかについては、記されていません。アンケート調査を踏まえた内容の肉付けが、今後必要になります。

続きまして、

資料4の「家庭ごみの戸別収集に関するアンケート調査報告書」について、御説明いたします。これは前回の審議会で御承認をいただきました、報告書素案を、正式に報告書とさせていただいたものです。

資料3の冒頭の段落をもう一度御覧いただきたいのですが、このアンケートは、「中間まとめをもとに日頃からごみ集積所やごみの分別及び排出等に関わりのある団体等にアンケートを実施し、戸別収集に対する市民ニーズの把握に努める」ことを、受けて実施したものでございます。

審議会としての中間まとめを行っていただきましたので、その考えが、日頃からごみに深く関わりのある団体の皆様と、同じ方向性を向いているのか、その確認を行うために実施したのが、資料4のアンケート調査の位置づけとなります。

審議会としての「中間まとめ」は、いわば調査研究でいうところの、「仮説」にあたります。その「仮説」はアンケート調査という「検証」や「評価」を通じて、はじめて「考察」に至ると考えられます。

そういった意味では、前回の審議会で、事務局から説明をいたしました報告書の「検証」や「評価」を更に深めていただく必要があると思われまます。資料4の説明は前回の会議で事務局からさせていただいておりますので、ここでは省略します。

続きまして、

資料5の「家庭ごみの戸別収集に関するアンケート調査報告書～質問9の自由記述中に含まれる「戸別収集」に関連した主な意見」について、御説明いたします。

これは資料4の自由記述のうち、戸別収集に関する個々の意見をグルーピングしたものです。意見の中には肯定的意見、否定的意見があります。どういった意見があり、どういった意見を汲み取っていくのか、先ほどの資料4の中間まとめとの関連において、ここでは事務局として、後の議論を組み立てていくにあたり、特に注目したところに下線を引いてみましたので、その点を中心に御説明をいたします。

2ページ目を御覧ください。

戸別収集に対し、肯定的な意見として最も多かったのは、「ごみ出しのマナー向上、ごみの分別・減量意識の向上」に関する内容です。

その中でも、「密集した住宅地では効果がある」「減量化への意識を高めることで週2回から週1回の収集へ移行すれば費用も抑えられる」といった意見は諮問の条件設定に関連した内容ですので、下線を付けています。

また、次に多い、ごみ集積所の確保や維持困難に関しては、「片付けは自宅前にごみ集積所を設置している人と不公平」といった意見に注目しました。ただ、この自宅前にごみ集積所があるか、否かについては、先ほどの資料4の20ページを御覧いただきたいのですが、実は、可燃ごみに関して、自治会関係の欄を目で右に追っていただくと、不満割合が57%、地区美化推進委員会関係が53%、ごみ減量化推進委員会関係が52%と、全体としてのごみ集積所への不満割合、これは54%ですが、これと大きな差がないことがわかります。当初は大きな差が出ると思っておりましたが、実際の結果はこういったものになっております。

資料5の2ページに戻ります。対象を限定した戸別収集の必要性として、人的・物理的・地理的な要因としていくつか参考になる意見があります。特に、今後、高齢者、障がい者、介護を必要とする者といった福祉的な配慮に基づく方への戸別収集の必要性については、複数の意見をいただいております。今回のアンケートは集合住宅の方にも実施させていただいております。特段、戸別収集の恩恵を受けな

い方にとっては、家庭ごみ袋の有料化と戸別収集のセットの議論は受け入れがたいといった意見が多数ありましたが、こうした福祉的な配慮に基づく、戸別収集に関しては、一定の理解を示される方がいらっしゃいました。

次の環境美化・景観の向上や、3ページの道路・歩道上にごみ集積所がなくなることでの安全面の向上といった効果についても、下線を引いております。

4ページを御覧ください。

これは否定的な意見です。戸別収集を実施するとなれば、戸建てにお住まいの方は自らの敷地内にごみ置き場を設けることとなりますので、そうしたことに対する嫌悪感が最も多くの意見を占めました。また、現行のごみ集積所からの回収が効率的だとする意見がそれに続きます。当然、戸別収集と異なり、必要な人員や車両が少なく、収集に対する時間も少なくすみますし、現行の体制をイメージする限り、新たな市民負担はないとの期待感もこうした回答につながっているのかもしれませんが。

そうした意見を代表するかたちで、下線を引いたところが4ページの下の2か所になります。「戸別収集を実施する地域であれば、その地域は有料化して地域別に負担する仕組みとするべき」ですとか「戸別収集を希望される家には別の負担をするべき」といったものです。ここでは、全市民を対象にした「戸別収集」と、「家庭ごみ袋の有料化」といった議論の組み合わせではなく、必要に応じた、オーダー的なものが求められているのかなと思われまます。

5ページでは、戸別収集を実施することにより、自治会への入会や、ごみを通じた自治会との絆のようなものが薄れてしまうことへの懸念がありました。また、仮に資源再生物が戸別収集の対象となった場合の、買い上げ金制度への影響、つまり、自治会の収入が減少してしまうことへの懸念が意見としてありました。

審議会に与えられたのは、戸別収集に関する「調査研究」ですので、全般的な数値のほかにも、こうした意見をどのように汲み取っていくのが重要になります。特に、この審議会における「中間まとめ」では、「現在のごみ収集体制を最大限活用」といったことを明記してきたところですので、こうした点を参酌することが必要になると思います。

続きまして、

資料6の「平塚版」戸別回収方式に関するこれまでの議論の流れについて、御説明いたします。

これまでの資料1から資料5までの内容を1枚にまとめるとこのようなポンチ絵になります。左上から順にもう一度、御説明しますと、[1]諮問では、調査研究の依頼として、具体的に次の2点が挙げられていました。1つは「対象とするごみの区分」はどういったものなのか、もう1つは「導入するための家庭系ごみ量等の条件設定」にはどういったことが考えられるかといったことです。[2]は現況把握です。ここでは、平塚市が抱える課題の整理や、戸別収集のイメージの共有、また実際に戸別収集を実施している藤沢市の事例をもとに車両数や人員数について試算した結果を共有しました。そうした、現況把握に基づき行ったのが、[3]仮説としての、「審議会中間まとめ」です。この中間まとめにおける結論は、2つ目の箇条書きの部分です。読みますと、「現在のごみ収集体制を最大限活用した可燃ごみの戸別収集が必要」であるとの内容です。以上の審議会としての整理が、果たして、日頃からごみに関わりのある団体の方々と細かいニュアンスにおいて、同じ方向を向いているかを検証しようとしたのが、[4]検証としての「戸別収集アンケート」です。ごみ集積所への不満割合については、自宅前にごみ集積所があるか、否かによって、大きくその結果が異なるのではないかとの見立てがありましたが、実際に大きな差異は見られませんでした。不満割合としては約半数という結果です。また戸別収集の実施希望としては、集合住宅14%、戸建て住宅50%です。主な自由記述については、先ほどの資料5のとおりです。

こうした、実証結果をどう評価するのか、それをまとめたのが[5]戸別収集アンケートです。ここでは、5つ列記しています。1つは、不満割合や自由記述を総合的にとらえたときに、短期的かつ基本的

には現行の効率的なごみ集積所からの回収は一定の評価をいただいているということ。2つ目は、ただし、福祉的な配慮を必要とする方にとっては、戸別収集は必要であるとの支持が一定数見られること。3つ目は、集合住宅や戸建て住宅、全ての方が戸別収集を希望していないような状況の中で、戸別収集とごみ袋の有料化の議論は不可分のものとして議論するには無理があり、料金の徴収にあたってはある程度、受益者負担を求める考え方が優位にあること。4つ目と5つ目は戸別収集に対する効果として、公道上の安全や、景観面での改善、またごみの減量化や分別意識の向上が挙げられることを、評価として整理することができるのではないかと考えております。

以上までの「評価」に基づき、事務局として「考察」した結果が、「平塚版戸別オーダー方式の提案」につながります。1つ目のオーダー方式は、先ほどからの説明の中でも、たびたび言及しております、福祉収集的な観点からの整理です。なお、ここで「オムツ等、子育て」と記載しているのは、将来的な高齢人口等の増加に伴い、オムツを大量にごみ集積所に排出した場合の、公道上における公衆衛生や、美観面での配慮から、こうした観点からの整理が必要ではないかとの考えによるものです。もう1つのオーダー方式についてですが、これは、自治会のごみ集積所の維持管理に対する事情や、共働き世代の増加を考慮してのメニューです。最低限のサービスとしてのごみ集積所からの回収ではなく、プラスしたサービスを希望する方に向けた提案として、1つ目のオーダー方式とは別に設けています。1つ目の福祉的な配慮に基づく戸別収集については、市役所の各部署等との連携が今後ますます必要になってくる分野だと思いますので、直営での実施が期待されると思っております。一方、後者のオーダー方式については、アンケート調査の内容からすると、受益者負担を求める分野に属するものかと思われますので、ここはある程度、民間の活力のようなものも視野にいたした戸別収集として制度設計できるのではと考えたところです。説明については以上です。

(会長)

今までの経緯と全体をまとめた資料6がメインになると思っておりますが、資料6に関連した一つ一つの資料について確認をしていきたいと思っております。今までにどのようなプロセスでどういうことを論じてきたのかということについての御指摘、その他については今日の時点で完了させていただいて、先に進みたいと思っております。まず確認を皆さんと一緒にしていきたいので御協力をお願いします。

まず資料1です。平成26年3月の提言書を受け、昨年度この審議会にて提言内容に関連して中身を検討して頂き、2つの視点を整理項目として把握しました。1つは民間の委託、戸別収集、家庭ごみの有料化の3点に関して、課題を解決する方向として市民負担を強わずにどの程度であれば戸別収集が可能かを検討することが1つ目のポイントでした。もう1つは検証の上で財源不足を補う手段として有料化に関しての論議を始めるという姿勢が、もう1つのポイントとして昨年度審議会にて方向付けができたと思っております。

こうした定義に基づいて先程説明がありました⑤のスケジュールに沿って、審議会では具体的な論議を進めてきました。平成28年の前半では諮問を受けての戸別収集に関するイメージの共有化を図る作業、また、実態を把握するために平塚市のごみ収集に関する現状の把握、更に戸別収集を行っている藤沢市や大和市の事例の紹介や、戸別収集とごみステーションに関する長所と短所についても把握をしてまいりました。藤沢市の戸別収集の事例に関しては、車両と人員に関する試算についても検証してまいりました。

そして、審議会としての中間まとめを平成28年後半に行いました。この中間まとめ、すなわち仮説の検証を行うという位置づけで、廃対審として昨年度末にアンケート調査を実施いたしました。

この資料1の中身に関しての御指摘、御質問がありましたらなるべく今日出し切っていたいただきたいと思います。資料1について何かございますか。

(委員)

市民アンケートとなっていますが、行った対象がごみに関係する3団体です。これは一般市民の無作為抽出法によりアンケートを行って出るであろう結果と、資料4のアンケート結果とはほぼ一致するという考えでよろしいのでしょうか。一般市民の方々とは考え方が違う印象が出てきているのではないかと思います。その辺に関してはいかがでしょうか。

(事務局)

今回のアンケートについては、諮問内容である「戸別収集に関する調査研究」を行うのにあたってのアンケートという位置づけです。そこで、実際ごみに対して常日頃から御協力いただいている主な団体ということで自治会・地区美化推進委員会・ごみ減量化推進委員会の3団体に対して調査を行ったというところでした。全市民を対象とした調査結果との比較についてですが、実際にやったわけではないのでどうゆう違いが出るかはわかりませんが、あくまでも「戸別収集に関する調査研究」に対して、方針を確定するにあたり必要な作業であったと思います。

(委員)

アンケートが出た途端に事務局の資料6の考察につながっていくとなると、これまで私たちが話し合ってきた内容がどうなってしまうのだろうという印象になってしまいます。技術的とか物理的なことを理由に困難であるということであれば、最終的にこのような考察に結びつくことは十分理解できるのですが。急に出てきたような印象がありましたので。

(事務局)

実際に全市域での戸別収集ですとか、有料化とかいうことをご諮りする場合は、通常、市としてはパブリックコメントを実施いたします。当然そのような場合はパブリックコメントを準備することになります。個別具体的なところを更に詰めた上で、パブリックコメントをさせていただいて、戸別収集の実施に関して市民皆さんの意見をお聞きするということが実際の手順としてはあります。

今回のアンケート調査は、ごみに関係する3団体の方々のご日常で持ってられる戸別収集や有料化に対する意見をこの審議会の中で議論する際に活かしていただくという位置づけだったと思いますので、活かしていただきたいと思います。

(委員)

いずれはパブリックコメントを行うということですか。

(事務局)

そのようなかたちになるかとは思いますが。全市域、全市民を対象に戸別収集や有料化を導入するとなれば、市全体に影響がでけますので、パブリックコメントは実施すべき案件になると考えております。

(会長)

市民という言葉を使っていますので、御指摘みたいなポイントがあるのはわかりますけれども。この段階で、全ての平塚市民を対象に調査を展開したら、とても収まるような金額になるとは思えません。

(委員)

全市民ではなく無作為抽出500人とか1000人とか3団体で行ったのと同じくらいの人数の市民をピックアップして行ったらどういふ結果が出たのかという関心はあります。

(会長)

今回の調査ではそこまではできないと思います。まずは戸別収集ができるか否か、どの程度の人を対象にして戸別収集を実施すべきかということを検証するときには、ある程度仮説を立て調査をするものです。ですから、審議会で考えていた戸別収集に対しての方向性みたいなものが、受け入れられるかどうかということ。一般市民を対象にしてアンケートをやる場合と、実際にごみ問題に携わっている方を対象としてアンケートをやる場合があるとは思いますが、まず現段階ではごみ問題に携わっている方に対して、仮説があっているかどうかをアンケート調査するのが、調査の第一歩だと思います。

それからパブリックコメント云々ということになると、一般市民の意見を何らかのかたちで把握することが必要になってくると思います。まずは戸別収集が実施できるか否かという調査となると、やはりまず実際にごみ問題に携わっている方を対象にしていかないとはいけませんし、戸別収集のときには、これがいいだろう、こういう方法論がいいだろうという仮説をこちらが立てておいて、そしてそれが通用するものであるのかどうかということアンケート調査の中で把握するということになるかと思いますが、今はその段階ではないかと思うので、今この時点で全部をさらけ出して一般市民全体にまで広げた調査を行うとこれは大混乱になります。

(委員)

期待してしまう人がいますからね。

(会長)

それに反対意見の方も非常にエスカレートしてしまう可能性もあります。まとまるものもまとまらなくなる可能性もちょっとあるので私はこの方法論でいかざるを得ないと思いました。

(委員)

この仮説の話なんですけど、仮説をたてて今回ごみに関わっていただいている方々にアンケートをとったというのが今回の結果です。この仮説の結果は、やや若干実施すべきということが多かった。その結果が資料6の結論にいたるという説明がいまいちのような気がします。

(会長)

戸別でいけるかどうかというアンケートの結果は、この仮説の答えはアンケートの中に出てきています。それが要望に応じてやるかどうかという形がアンケートの中に必ずしも出てきていないのではないかと御指摘だと思うのですが、数値のほうのものには突出してはいないかとは思いますが、自由記述の答えの中には相当数出ているのではないのでしょうか。調査は数値把握するものもありますが、数値把握が難しい領域の、自由記載のなかに質的願望がでていると考えられます。そこには何か答えが出ている気がしています。

(委員)

業務に関わっている団体の方のアンケートなわけで、それを仮説として市民としての答えを導いていくのはあまりに無理があるのでは。我々は市民の代表で審議会をやっており、こういう答えを出しています。若干でも実施したほうが良いという結論が出ているのに、それがなぜこうなっていくのか流れが明確によくわかりません。

先程パブリックコメントはやりますよと説明がありましたが、やった段階でこういった提言をしてもいいのではないですか。その方が従事している団体の方々からの意見や、市民からの直接の意見まで、時間はかかるかもしれませんが段階を踏んでいったほうが、より確かな話になるのではないのでしょうか。

(事務局)

ただいまのお話は資料3の中間まとめ的な話を踏まえたところと関連するかと思われませんが、基本的にこれまでの審議の進め方というのは中間まとめというかたちで昨年度の審議会のなかでまとめていただきました。先程、再掲部分として資料を説明させていただきましたが、昨年度の中でも3団体に対して行うアンケート調査についても議論はあったのではないかと思います。

資料については前後してしまいますが先に資料7を御覧いただけますでしょうか。資料7の2枚目の検討イメージを御覧ください。先程こちらの話が話題になりましたので先にお話をします。こちらの検討イメージですけれども、横軸に時間、縦軸に対象者を示すグラフとなっています。そして、右上がりの矢印を御確認いただけるかと思えます。こちら、骨子案の6に該当しますが、社会実験の検証を通じて段階的に戸別収集を広げていくイメージについては、昨年事務局からこちら、諮問というかたちで審議会の方に議論を投げかけさせていただいているところですので、こういったイメージを持ちながら議論を進めてきたつもりではございます。こちらのイメージが昨年度や前回の審議会の中でもお伝えがうまくいかなかったのかなということで用意させていただいたところですが、ゆくゆくは長期的展望というところに向かって、何かしらの戸別収集体制を組んでいきたいという思いは、当初から事務局の考え方としては変わりありません。ただ一度にそういったところを目指すのは、なかなか難しいところがございますので、そのための社会実験としてこういった点でやらせていただくといいのかなといった点で2つのオーダー方式ということを整理させていただいたところです。

委員の中にはすべてのご家庭の玄関口に戸別収集をということを期待される部分があるかもしれませんが、長期的な部分で、もし行っていくとしてもその前段としての何かしらの社会実験は必要だと思います。長期的な部分の議論ばかりしていても、目に見えるかたちでの戸別収集というものが近々には見えてきませんので、まずは高齢化社会を背景として、現在平塚市で行っている福祉収集の拡充と、そして長期的な展望を見据えた上での戸別収集を段階的に組み合わせることはできないのかなというところが、昨年事務局の方でイメージしているところの考え方でございます。先程、委員からパブリックコメントに関する御指摘がございましたが、資料3の中でも、まずは「ごみに関わりのある団体等にアンケート」調査をと中間まとめをさせていただいたところでもございますので、まずはそのところをとりまとめ(答申)、その後社会実験を行い、それから実際的に広げていくかいかないかの判断を求められていると思います。その時には、当然平塚市の全市民を対象にしたパブリックコメントを実施する。結果次第では、実際に実施に向けたアクセルを踏むといったかたちでの進め方になっていくものと思われれます。

(事務局)

たった今、事務局から説明したとおりですが、まず前提としているものが何なのかということについては先程の「中間まとめ」があるということで御理解はいただけたのかなと思います。その時に、一足飛びに全市域に向けて戸別収集をやっていくということではなくて、この「中間まとめ」にありますように、どういったごみの種類をどういった体制でできるかというのがまず1つ。そこから出てきたのが資料6及び資料7の6番目の考察です。1つ目のオーダー方式は今やっている福祉戸別収集を拡大してやって行きましょう。これはやっけないといけませんよねというもので、近々にもやっていきたいなというものです。2つ目のオーダー方式は、これは将来どういうふうな戸別収集方式をやっていくのかということを見ると、何らかの形で社会実験をやっけないとということでございます。将来的にどのようにしてやっていくのかということを考える上でも、方向性を探るやり方、これが2つ目のオーダー方式です。ただ現体制でやっていくことになりましても、現在平塚市が直営で収集しているのは可燃ごみだけではありませんので、それ以外にも剪定枝ですとか粗大ごみ、ペットボトル、プラクルなどもございます。そういったものをどのようにしていくかといったことも考えながら、今後の戸別収集を考えていきたいと思えます。そういうことで6番の考察というかたちで出させていただきます。

(会長)

諮問に対してきちんとした答えを出さなければいけません。中間報告の段階に基づいてきちんとした回答を出さなければいけないというときに、平塚市としては今後の方向性として戸別オーダー方式みたいなものを提案の中に入れてたいということだと思います。まず、戸別の対応が実際にできるかどうか。どうかたちが平塚市にあっているかどうかということを確認するためにアンケート調査を行ったということです。この流れについて、私は適切だと思います。それに基づいて分析する。

調査結果から、戸別の収集のあり方に関して全てを実施するのは不可能でしょう。ですから分野を限定する必要があります。そして実際に実験してみるべきです。調査だけではなく実際に実験してみることで、どれならば平塚市で実現できるか否かというようなことをきちんと把握してみる。実験から、おそらくいろんなことが出てくると思います。何か御意見はありますか。

(委員)

前回は意見をさせてもらったのですが、今ごみ自体が法律化されてなくて司法の判断である場所に出しています。道路交通法でそこに出してはいけないというのがあるので、各家庭は守っています。

平塚市のごみに関する条例、例えば、平塚市民は道路に面する敷地内に置くというようなことを条例化すれば、市民に対しても説明できるのでいいのではないのでしょうか。現時点で道路交通法で道路に出してはいけないということがあるので。

(会長)

この審議会はそこまでの付託を受けていません。

(委員)

例えば、条例化しなくても道路交通法で出してはいけないということになっているので、市民がその順守を市が押してくれれば市民は納得できます。

(委員)

余計なことなんですけど、藤沢市は戸別収集をやっているのでしょうか。戸別収集は今言われたとおり、法律に則ってやっているのでしょうか。

(事務局)

以前にも廃対審の場で御説明はさせていただきましたとおり、神奈川県内では藤沢市、大和市、葉山町が戸別収集をおこなっております。藤沢市と大和市につきましては戸別収集と併せて家庭系ごみ袋の有料化をしています。収集方法につきましてはいろんなパターンはありますが、基本的には道路上に出さないで、道路に近い住宅の敷地内に出すという対応になっています。出し方としてはポリの容器に入れたりとかたちでやっていると聞いております。主にはそういう扱いになっています。実施するにあたっては条例等の必要な整理は行っているものと思われま。

(会長)

もし、そのようなかたちで対応するにしても社会実験をしておくことは必要だと思います。実際に戸別収集ができるか否かということについて、「ごみに従事している方の考え」と「審議会で考えていた方法論」と「実際にやってみた社会実験」がうまく適合できているかどうかを、アンケートを通じて確かめる。実際に動かしてみた時に現実問題としていろいろなものが出てくると思うので社会実験をする。それを一度に全部やってしまうことは不可能ですので、少しずつ拡大をしていくことが絶対的に必要だと思います。そういう風な考え方で見ていただくのが資料6のところですよ。

(委員)

資料6について。アンケートの方法は3団体の方だけを対象としたとしても、これは仮説的検証によるものなので方向性はいいと思います。また、世間一般には今後の状況によってはパブリックコメントをつけてアンケートを無作為抽出により実施するという点についても私はいいと思います。

ただし、これまで審議会で議論してきた経緯が、こうしたアンケート結果を踏まえて、資料6の考察にある「戸別オーダー方式」に変換されてきた経緯を皆さんで確認していかないと、今後の議論の集中的な部分が、ちょっと進みが違ってきてしまう気がすると思います。これは先般申し上げたところです。

皆さんが納得していただいて、3団体にせよ、多少の拮抗した数値であったにせよ、戸別収集というところの答えが出てきた中で可燃ごみに限ってとあります。自治会運営の買上げ金に対する危惧なんというのはありえない話だと思います。家庭ごみについてはそんな関係ないですからね。資源再生物に限ってですよ。この辺の話は違うことになるのではないかと思います。この6番の平塚の戸別オーダー方式の提案というのが、ここでなぜくるかなというのを整理しておかないと、これは事務局の提案ですからそれに沿って今後の方向性はいいとは思いますが、委員の皆さんと再度確認して方向性を定めていかないとまた違った議論になってしまうと心配だと思います。

(委員)

唐突な感じはしました。

(会長)

戸別収集の実施に関する大きな方向性については確認ができています。そして、戸別収集をやっているという根拠に今回のアンケートが使われていることも御了承いただきたい。やはり根拠を明確にしなければ説明つきませんので。そのために、この審議会では戸別収集に関連したアンケートを実施しました。それも実施レベルでみるために、3つの団体の方々を中心に調べてみました。ここまでの流れはよろしいでしょうか。

そこから戸別オーダー方式の根拠を明確にしていかなければということになっていくところですがその点については、アンケートの自由記載の中に出てくる内容の整理になるかなとは思いますが。それだけでいいかという問題はありますが。

(委員)

そこを確認していかないと資料7に移っていけないですからね。

(委員)

先程、藤沢市と大和市の例が出て、事務局の方はいろいろと勉強されていると思いますが、私も藤沢市に知り合いがいるものでいろいろ聞かせていただいて、藤沢市も実施する前の平成17年に市民に対してアンケートをやられているんですね。当時はパブコメもなかったでしょうけれども。その時には現状のステーション方式でいいと市民の人たちは言っていたんですね。だけれども市は実施をしていったのです。有料化も含めてですけど。議論も喧々諤々あって、また、条例が否決されたこともあったんでしょうけど、選んだのはモデル形式としての社会実験です。社会実験として地区を決めてモデル実験してみましょう。その中からアンケートもとってみましょうとなりました。結果、非常にごみ出しが楽になったとか、ステーション方式に比べて戸別収集は非常にいいというアンケートの結果がダントツにでてきたというのが藤沢の例です。平塚市とは比較にはならないかもしれませんが。我々は先入観が入っているのがいけないかもしれませんが、先入観が入っているからこそ、この中間の社会実験2つのオーダー方式というのがピンとこない。

(事務局)

まさに言われている2つ目のオーダー方式はそれに向けての考察です。まずそういったエリアを決めて社会実験をする。将来的にステップアップしていくための検証です。

(委員)

これも後で聞こうと思ったのですが、「長期的展望を見据えてモデル地区を設定」というのは、モデル地区を決めちゃってやっちゃうってことを言っているんですか。

(事務局)

まだそこまで確定したわけではありませんが、社会実験をやる場合にはそういったふうにやっていかないと実証できないのではないかと考えてはいます。また、そのやり方等につきましては、こういった廃対審の場等で御議論いただくこともあろうかと考えております。

(事務局)

藤沢市の例が出ましたが、実際戸別収集をやったことで集合住宅の方のリアクションはどうだったのかということも見ていかないといけないと思っています。そういった意味で、平塚市は先に関係団体の方を対象にアンケートをとらせていただいて、そこで1つの仮説を設けてというように2段階で戸別収集に向かっていこうというかたちで進めているところなので、ある程度、丁寧な手順を踏んできていると思っています。

(委員)

言葉足らずだったかもしれませんが、急にブレーキがかかったように感じましたので。

(事務局)

ブレーキということが前回も言われていたのですが、何もこれまで議論してきた中で、例えば平成30年4月、ですとか平成31年4月から全市域を対象に戸別収集をやろうという議論ではなかったと思います。こういった諮問があって、その前提があって平塚ではどんなことができるのかということによって皆さんには議論をしていただいたところです。その結果、戸別収集方式でやっていきたいと思いますというところまではきました。

次に、どのような戸別収集方式のやり方をやっていくのか。その決めたことは、未来永劫にわたって戸別収集方式というやり方でいくのではなくて、またステップバイステップで全市に広めていくのかどうかということはこの社会実験をしながら検証していこうということです。

(委員)

個人的な意見ですが丁寧すぎる気がします。藤沢市で実施した方はいいと言っているのだから。平塚市の方は残念ながら戸別収集した経験がないんです。戸別収集した方のうち8割の方がいいと言っている中で、平塚市は何故そんなにゆっくりステップアップしていくのかが素朴な疑問になってしまうのですが。

(事務局)

先程申し上げましたとおり社会実験をやっていきたいと思えます。福祉の収集を拡大していく中では先程申しましたように可燃ごみ以外で直営収集している小動物、剪定枝、粗大ごみ、ペットボトル、プラクルといった業務をそのまま直営で続けていくのか、それとも民間でお願いするのか。そういった議論もその中には入ってくると思えます。

(会長)

今いろいろと意見が出てきましたところですが、まず戸別でいくというのは御了承いただきますでしょうか。

(全委員)

よい。

(会長)

そして、戸別でいくからには根拠としてアンケートを行って、そのアンケートの分析結果を反映する。こちらについても御了承いただけますか。

(全委員)

よい。

(会長)

そして、そのアンケートの分析結果は数値的な側面だけでなく、質的な側面を補うために自由記載の中身を分析して、それで戸別に賛成派と戸別に必ずしも賛成していない人の意見をきちんと吸いあげる。そういうような形で戸別収集に関するアンケート評価の中で、数値評価の中でないところを把握する。資料6のところであれば5のところまでは今までやってきたのです。これをこれからの展開に反映させる。やってきたところと反映させるところに関しては御了承いただけるということによろしいでしょうか。

(全委員)

よい。

(会長)

そして、その先に実験はきちっとやるという方向性。いきなり大規模な実験は無理ですからまずやれるところからやってみる。というところでオーダー方式、特に地域を限定してやってみる。戸別に対して好意的な反応が多かった地域というのはクロス分析の中で把握されているわけです。そこを対象にして、まずは可燃ごみからやってみて、具体的にいろいろなものが見えてくると思いますので、そこである程度うまくいきそうであればそこを重点的にもう1回調査をかけてみる。そうすると藤沢市みたいな答えが返ってくる可能性がある。そこを根拠にしてだんだん広げていくという方法論があると思います。その辺は皆さんのご意見はいかがでしょうか。

(委員)

モデル地区でやるということは2つの戸別オーダー方式ではなく、全戸別を対象に行うということですか。それとも、対象はいわゆる将来的な長期的展望のもと戸建住宅を対象としてモデル地区を設定してやるということですか。

(会長)

戸別収集の対象となる地域は、ある程度地域を限定して実験してみないと。

(委員)

その地域を限定して実験をやることは賛成なのですが、実験というのは2つのオーダー方式を指すの

か、それとも全戸別にするのでしょうか。

(会長)

モデル地域については、オーダーに関係なく全戸建て住宅については実施するということだと思います。

(事務局)

具体的な社会実験の内容についての御質問だと思いますけど、基本的には審議会でお諮りしながら決めていくところがございますが、今のところ事務局で考えておりますのは1つ目のオーダー方式の福祉収集の拡大というところで現在100戸程度収集しているところを更に進めていこうというのですが、ただいきなりには広げることはできないと考えております。

具体的にはどの程度だったらできるのか、どういう方法だったら受付できるのかそういうところの検討が必要だと思っております。あと全市域を対象とした戸別収集につきましても、例えばある程度モデル地区を設定した中で、実際の車両数、人員数、ごみ量・質ですとか、そういった内容の設定データをこちらの方では持ち合わせておりませんので、そういったところのデータ収集が必要になってくると思います。

(委員)

福祉収集を考えているのはわかりますが、ライフスタイルに合わせた有料のこちらはどのように検証をされる予定ですか。社会実験の実施の中では全戸を対象にして実験する地域と、それとは別の地域ではオーダー方式の1つ目と2つ目を実験する地域があるということでしょうか。

(委員)

場合によっては1つにまとめてしまうということも考えられるのでしょうか。

(事務局)

具体的な社会実験の方法はまだ定まっておりません。先程の資料7のとおり社会実験では2つの内容を確認したいと思っております。特に、皆さん2つ目のオーダー方式に御関心があるかもしれませんが、実際には、長期的な展望を見据えたモデル地区を対象とした戸別収集に関する社会実験の中で、2つ目に掲げているオーダー方式を検証するのかなと思います。当然地区を限定することになりますので、その中で戸別収集を希望される方と希望しない方が浮かびあがってくると思います。

その時に「地区を決め、その地区の方全員を対象として戸別収集をしていくのか」、それとも、「地区を決め、その地区の中で戸別収集を希望する方を対象に戸別収集をしていくのか」を社会実験により確認していくものかと思われませんが、これについてはまだどういうふうに社会実験を設定していくのが決まっております。

(事務局)

先程から話がありましたが、今現在の職員の体制を整理しなければいけませんので、審議会の中で具体的な方向については皆さんの御意見をいただきながら、実際に収集車両や人員をどのように配置していくか、あるべき姿に向けて社会実験を検討していかなければと思います。

(委員)

要するにいろいろな可能性をもちながら、これから模索して将来的には全戸別というかたちにはむかっていくということですね。実際にできるかどうかは今後いろいろなことで変わりますけど。わかりま

した。ありがとうございました。

(会長)

まずオーダーの中身ですよね。オーダー方式で行くというのは、全戸建てを一度に対応することは不可能だと思いますから、戸別収集を希望した人を中心にしてというようになってくるのだろうから、場合によっては地域を限定しないと対応できないのかもしれませんが。実験するとなれば、今の収集体制を維持しながら、しかも戸別収集を並行してやらなければいけなくなるのですね。そうしたら今の人員で果たしてできるのかどうか問題がでてきます。従って、まずは規模が小さいかもしれないけれども、社会実験をやってみる。小さい規模をどうやって決めるかが大事なのであって、そこでどういう反応が出てくるかということをきちんと把握することが大事になるのかなと思います。

戸別オーダー方式、要するに要請があったところに対して、戸別の対応を実験してみることにしようと思うのですが。

(委員)

オーダーのできる資格のある人とは、あくまでもオムツとか子育てだとか高齢者の福祉的な配慮を必要とする方と、共働き等の人を限定してということでしょう。

(事務局)

今いる人員の中でということ昨年度の審議会からはいただいているところですので、私の方で車両が何台とかというような明確な数字は持ち合わせていませんが、どの曜日ならどれくらいの車両と人員を割けるのかといった検討はこれから行っていかなければなりません。その範囲の中で、細かいところは皆さんに御議論していただかなければいけませんけれど、戸別収集の対象を、そもそも大きなところ、例えばマンションとか集合住宅は対象にならないので、そこの方は除外をし、戸建て住宅の中でも高齢者の方がおり、福祉の戸別収集のように高齢者手帳をもっていない方。こうした方に関しては、可燃ごみだけでも御自宅での回収を希望すれば対象とするとか、逆に、私は元気なので散歩がてらごみを出しに行くとおっしゃる方は対象外にしてしまうのかというものを含めて、これからの議論で制度設計する内容だと考えています。

現在の職員の体制を無尽蔵に切り崩してできるものでもないで、この範囲の中でおさめていただきたいと考えておりますが、具体のところについては、様々な御意見をいただきながらも、いくつかの選択肢を設けて地域の方に手をあげていただくというような流れでお願いできればと思います。

(委員)

会長に御確認いただきたいのですが、この事務局の提案の方向で確認していただいた方がいいのかなと思うのですが。

(会長)

はい。事務局の提案で社会実験を行うというかたちをなるべく小規模に始める。それはオーダーに基づき、そこではいろいろなデータを集める。そういった内容を諮問に対する答申の中に埋め込むかたちが妥当な線かと私は思いますが、皆さんの了承を得なければできませんので、いかがでしょうか。

(委員)

1つ目のオーダー方式は各自治体で頭を悩ませていて、見守り機能の一環として独居老人のごみを回収する。市が回収できないとどうするのかというと、シルバー人材センターや地域のコミュニティーが担う。横浜市はどうも「ふれあい収集」というものを最近始めたみたいですけど、ごみが出されてなか

ったらどうかなっているのではないかと、その依頼者が独居老人の安否を確認したりするという機能を備えているみたいです。そこまでを踏まえた制度を考えていかないと、ちょっと安易にスタートしましたよということはお出来ないですし、実証の上、将来としては導入の検討の余地があるという程度の答申にさせていただかないと安易な答申を出したということになりかねない。

特に、独居老人は集合住宅に住まわれている比率が高い。ドアの前に出していただいたのを戸別収集しないとあまり意味がない。

(事務局)

今お話しいただいた福祉の戸別収集は先ほど100戸となっていました、それは平塚市でも実施をしています。平塚市で声をかけさせてもらった件数、つまりオーダーをいただいた件数は100戸です。それは集合住宅のところにも行きますし、声かけの希望があれば、平塚市では実施をしています。ここでは「福祉的な配慮に基づく」と書いておりますが、これは大きな福祉を考えて欲しいと思います。今私どもでやっている100戸の高齢者は、本当にごみ出しができない独居で地域のいろいろ福祉村のサービスですとかそういったところではなかなか難しいところの方を対象として実施しているものです。それと全く同じものを地域で全面的に展開するというのではなく、地域の見守りサービスは見守りサービス、福祉村のサービスの代わりを行政がやるということでもなく、あくまでもご本人が「ごみ出しがきついでお願いしたい」というような門戸を広げたかたちをイメージしています。あくまでもごみ収集に寄ったかたちでオーダー方式をすすめていく。今回の実験をある地域でやったからといって、今ある地域の福祉サービスみたいにとって代わりたいわけではないので、そちらを完全に地域の方が一生懸命やっていることを市でこれをするのでなくなってしまうのは困るので、それはそれで、これはこれでやっていただいた上でもう少し福祉戸別収集というよりも、ごみ出しのサービスというかたちで考えていきたいなと思います。

(委員)

将来的には100戸程度の数字戸数で推移するということですか。

(事務局)

今平塚市が行っている福祉収集は、ごみ出しができない単身の高齢者、障害者の方へのサービスであって、これはあくまでも福祉の窓口を通じてのものです。今後はおそらく高齢化社会がさらに進みますから対象となる件数は上がってくると思いますけれど、他のこれが続くものというかたちではなくて今続けているものは今続けているもので、福祉部局との施策と協力して展開しなければいけないと思っています。そのほかに我々が管轄しているごみ収集のサービスとしても、高齢者向けや地域の子育てをしている世帯などに対してもごみ出しが困難なところがあればサービスしていきましようというようなかたちで考えています。

(委員)

介護保険にも適用されていない、病院にも行っていない、いつ突然死してもおかしくないような高齢者や独居老人の方でごみ屋敷化するのが非常に増えているらしいんですね。そういう福祉の網目から漏れている方の収集も対象になってくるのでしょうか。

(事務局)

そうですね。ごみ収集は実際にできるという福祉の窓口の判断があり、今までは地域で救って頂いたりですとか、週末に息子さんが帰ってきてごみ出しを手伝ってくれたりということでケアせざるを得なかったものについても、今回こういったサービスを福祉とは別の観点からごみ収集のサービスの一環と

して実験できるようになれば、こういった方々に対してもサービスを提供することが可能になってきます。

(会長)

何かご質問その他ございますか。

(委員)

今までの福祉収集は可燃ごみということで議論が進んできたというところでしたが、2つ目のオーダー方式の対象ごみでは「粗大ごみを除く全て」となっています。どういう観点からか教えていただければと思います。

(事務局)

基本的な考え方は審議会の「中間まとめ」の考え方を踏まえています。審議会でまとめていただいたのは可燃ごみの戸別収集です。ただ2つ目の提案ですが、実際ライフスタイルということが書いてございますが通常のごみ出しの時間帯にごみ出しが困難という方がいらっしゃるということを踏まえたときに、こういった戸別収集のあり方もこういったオーダー方式に入れていかないと結局これを求める方にとっては、ニーズを充足できないということになると思ひまして、こういった書き方をさせていただきました。

(委員)

わかりました。

(会長)

1つ目のオーダー方式は福祉を前提にするから無料ということで考えていいのですね。2つ目のオーダー方式は有料なんだから何も限定しないで、他のものも有料で収集するということですか。そのあたりを実験で調べるということでしょうか。

(事務局)

実際の対応を考える上で、有料でやる・やらないということを想定し、ここでは有料という言葉を書いておりますが、社会実験した上で、果たして直営収集でどこまでできるかを検証させていただければと思います。検証した結果、やはり人数的にも、経費的にも追いつかないとの話になったときにその部分を税負担というかたちで100%やっていくのかと考えると、今回のアンケート調査の結果を見る限り、やはり受益者負担ということになっていくのかなと思われまふ。そうしたときに有料化のお金のやり取りというところで、市民の方に一律でゴミ袋を有料化することはなかなか難しいと考えるところ、民間の方のお力をお借りして、実際に戸別収集のサービスを使用された方に御負担をいただくといった議論の組み立てになっていくのかなと思ひます。そういった意味で「民間活力も視野に入れた戸別収集」と書かせていただきました。戸別収集を利用した方にとっての有料化というかたちで、民間業者と市民の方の契約になっていくのかなと思ひますので、その場合においてはごみの種類をあえて可燃ごみに限定する必要はないと思ひました。こうした場合の対象ごみとして「粗大ごみを除く全て」、いわゆる通常の家ごみを回収してはどうかという御提案でございます。

(会長)

そうするとある程度まとめていかなければいけません、社会実験をするということに関しては御了承をいただきました。そしてそれを大規模に始めることは不可能だから、オーダー方式でいく。要望が

あったところに限定して戸別収集を行う。この背景はやはりマンパワーの目から見ても大規模にやるということは不可能ですから現体制を維持しながら、しかも戸別をやるのは全く不可能ですから、まずはオーダー方式を採用する。というようなところはよろしいでしょうか。

オーダーの中身をどうするかということが大事になってくると思いますので、要請があったものに関しては広く門戸を広げるか、それとも限定するかという問題も出てくるんだらうと思います。例えば福祉関係でいけば高齢者とかは入りますけど、若手の共稼ぎ世帯で子供がいなくてもやってほしいというオーダーがあった場合にそれを断るかどうか。オーダーがあれば広く受け入れる。その場合に地域も限定しなくて大丈夫かという問題があります。スタートの時点は比較的戸別収集に対して、比較的いい数値が出たところの地域に限定してやってみて、そこでオーダーをとってみて、それでやってみて、対応できるのならばだんだん広げていくという方法論をとらざるを得ないのでは。みんなオーダーしてきた場合、人力的に対応しきれないということが起きないのかなというのがちょっと心配です。

(委員)

ちょっとよく分からないのですが、オーダー方式というのは地域ではなくて個人個人がオーダーをするということなんでしょうか。地域を決めるものなんでしょうか。どちらですか。

(会長)

どういう枠をつけるかということだと思います。私個人としては地域を限定して、その中でオーダーをとって、そしてまず実験してみる。そしてそれがうまく軌道に乗りそうであれば、だんだんと対象を広げていく。広げていくときに地域を拡大していくというところがでてくるのではないのでしょうか。

(委員)

地域の拡大の仕方がわかりません。どのようにするのでしょうか。なでしこ地区の場合、なでしこ地区全部ではなく、その地区の中の人のオーダーということでしょうか。

(会長)

私はそう考えています。特定の地域を限定しましたよね。その中でオーダーをとるということは、その中の一部の人を対象としてうまく実験できるかどうか。そしてやってみた結果の評価が受けられるのかどうか、その調査をやらなければいけないと思うのですが。そういうようなかたちで、まず社会実験のデータを作ることが大切です。

(委員)

バラバラになってしまうと思いますが。

(委員)

地域だけのオーダーとか、それだけでの実験の結果だけでは、あまりにも地域が狭すぎて実験の結果として弱すぎるのでは。

(会長)

地域を幾つか設けるという可能性もあります。

(委員)

それは半年やるのですか。1年やるのですか。そういうのもありますよね。社会実験をスタートしてから半年間でアンケートをとるのか。それとも3年後にアンケートをとるのか。どのように考えている

のでしょうか。また、社会実験は1年をリミットにするのか、それとも半年で解決するのか。

(事務局)

社会実験の内容というところで先程も申し上げましたとおり、具体的なやり方については、事務局としてもはっきりしたものは持っていないというところで、審議会にお諮りしながら検討していくのかなというところがございます。基本的には地域を限定し社会実験を行った中で、いろいろな数値的なもの、件数的なもの、あと実際に社会実験に携わった方の意見的なものを集約してというところで考えております。具体的に何か月やって、その後どれくらいの時期にアンケートを実施するというところまでは決まっておりません。

(委員)

今日のところはその辺のところまでにして、その方向が決まればどういうかたちで、どこの地域で具体的にやっていくのかと、中身については今後検討するというところで私は理解しています。

(会長)

それでは今まとめていただいたようですが、現実問題としてやれる範囲で社会実験をしないと意味がないと思いますので、そうなった場合は地域限定でオーダー方式をとる。オーダー方式の中身は今後検討する。地域の決め方もやはり地域を決めてオーダー方式をとる。このところまでは審議会でも御了承いただきたいと思います。そして、具体的にどう動かすかについては事務局に検討してもらい、次回の審議会でも報告していただいて、これでいいかという、承認をとっていくという方法論が一番適していると思います。それでよろしいでしょうか。

(全委員)

よい。

(会長)

地域限定というのは必ずしも1か所だけではなく、複数箇所を対象とする。その時に、戸別収集アンケートで賛成的でない地区を選ぶわけにはいかないのだから、比較的賛成のウエイトが高かった地域を幾つか選んで、そしてそこに対してオーダー方式を採用する。というところまでは御了承いただくと助かるのですが。

(委員)

1つ疑問があります。オーダー方式のこと自体に内容が定まっていないところがありますので。社会的実験をやるということまでは、私も確認したいとは思いますが。

(会長)

社会的実験をどういうふうにするかという方向性を決めておかないと。

(委員)

オーダー方式も1つの案でしょう。別の案もあるのではないのでしょうか。

(会長)

とりあえずオーダー方式も1つの案として検討してもらおう。それ以外の方法論があれば、皆さんには逆に提案をしてもらいたい。事務局に全部任せるのはちょっと無理だと思います。こういう方法論もあ

るよというのを御提案いただかないと事務局としても動けないと思います。

(委員)

その点については保留にさせていただきます。

(委員)

アンケートでいい方向の地域がありましたよね。そうすると中原とかこの辺は地域が集中しているんです。土屋のほうへ行くと地域が密集してないから、一軒一軒が離れているのです。アンケートの内容的に集中した中原のような地域をテストするのか、それとも郊外をテストするのか、その辺を聞きたいと思います。

(会長)

ある程度集中する地域と分散した地域という考え方ですね。対応が全然違うのではないかということでしょう。データをとるには集中した地域でやらざるを得なくなるのではという気がしないわけでもないですが。その辺を事務局はどう考えますか。

(事務局)

アンケート調査結果のお話が出ましたが、先程、住宅密集地の方が収集効率がいいから戸別収集が適しているのではという議論の組立かと思います。当然、調整区域と市街化区域の2つの地域で収集効率を見るための検証は必要との考え方はあると思っております。

実際、アンケート調査においても、どちらかというとし街地ではないところにお住まいの方も希望の意向は一部で確認できます。市街地でないところはあまり希望がないのかなと思ったのですが、実際のところそうでもないという数字もあつたりしますのでやはり両方のデータが必要かと思います。

(会長)

社会的実験をするのだったらデータをとらないと意味がないので、そうなったら対比する対象がないとデータが分析できないのでその辺のところはどうするか。実際にごみ収集に従事している方との間で話を決めていかないと。その辺のところは事務局でお任せするというところでよろしいでしょうか。

(事務局)

大きくはそういった2つの地区を対象に社会実験をやらせていただくことになれば、当然収集車の種類も変わってくると思います。ある程度市街地であるところと、そうでないところも、そうしたところを踏まえた収集が可能になるということになれば、ある程度の金額でまわれることになると思います。そういった収集効率を検証することは、将来的に直営で収集を賄いきれないところを民間事業者に行っていただくにおいても、そういったデータを基にある程度の主要的な考えが出来上がってくるのではないかと思います。そういったゆくゆくの選別などを見据えながら、そういった両地域での実験をしていかなければと思います。

(会長)

ここでオーダー方式までは認めていただいたわけですから。そうすれば具体的な案が作れるだろうと思います。具体的な案は事務局に任せて次回に報告いただく。

(委員)

オーダー方式は認められたのですか。

(会長)

コンセンサスを得られたと思っているのですが。

(委員)

保留でお願いしたのですが。

(会長)

保留の段階をずっと続けていたらなんの解決にもならない。

(委員)

社会的実験をするというのは、それはいいと思います。ただ、その社会的実験の方法の案の1つがオーダー方式であるということはわかりますが。

(会長)

オーダー方式で全面的にいくとは言っていない。オーダー方式を採用してそれ以外の方法論があれば御提案していただいて、それも実験の方法論の中に入れて、どの方法論が一番現実的な方法として有効性が高いかということを実験で調べるということが大事になってきます。郊外地域と市街化地域の対比も調べなければいけないし、オーダー方式以外の方法論によってやってみた実験結果とオーダー方式を比較してみるということも必要性がでてくるのだらうと思います。とりあえず実験するという段階はよろしいですね。

そして、オーダー方式は1つの方法論として採用するというようなかたちは御了承いただかないと事務局も動けないと思いますので、よろしいでしょうか。

(全委員)

よい。

(会長)

そこまでの御了承はいただきました。今までの経緯とそれから実験をするということと、オーダー方式を1つの方法論として考える。それ以外のことがあれば御提案いただく。というかたちで調査対象もなるべく1つの地域に限定しないで比較検討ができるかたちで実験する。というようなくらいまでは御了承いただけるとありがたいのですが。よろしいでしょうか。

(全委員)

よい。

(会長)

それでは事務局、今のようなかたちまではこぎつけたと思うのですが、何かございますか。そうすると社会実験をして、今後どうするのかはスケジュールのほうも含めてお願いします。

(事務局)

資料7を御覧いただきたいのですが、次回の審議会に向けて、この項目建立に沿って肉付けするかたちで答申素案を作成してまいります。ここままで一番ポイントになるところは6番になると思います。6番の話からしますと社会実験、こちらについても御了承いただいたということで、内容についてはまだ決まり切っていないところが本日の課題になっていると思いますが、戸別のオーダー方式につ

いては1つの選択肢として考えられるということまでは、皆さんの御意見としては御了解いただいたところですので。こちらのブラッシュアップ作業については、ある程度叩き案的なものを次回までに御用意させていただきたいと思います。

本日、委員からいただいた意見については、オーダー方式プラスアルファの部分でちょっと書いてみたいと思います。その上でもう一度皆さんに御覧いただきたいと思います。本日、資料としてお渡ししたものは決定案でも何でもありません。

あくまでも事務局なりに、廃対審の中間まとめと、それに基づくアンケートの調査結果を踏まえて作成した、いわば折衷案的なものが、事務局の考えたオーダー方式であると御認識いただいて結構です。ただこれは事務局が考えたオーダー方式です。実際、資料7で「長期的展望」というところを御説明しあげましたが、「ライフスタイル等への対応」の検証というところで、皆さんじっくりこられていないところかと思いました。なので、戸別のオーダー方式②の解釈について、地区を限定してそこからの希望制とするのではなく、地区を限定してしまうのであれば一度期にこの地区全体をやってしまって、やってしまった人の中で、実際にこういった制度があったときに、希望するかしないかというような私たちのアンケート調査を行ったとしても、そのあたりの希望に関してはある程度抽出できるかなと思いますので、この2つ目のオーダー方式の書き方に関しては改めて工夫させていただきます。

(会長)

あくまでも提案ですから、今御指摘いただいたようなポイントを取り入れて、地域限定にしてオーダーを取っても、また戸別に対応するのはものすごく大変だと思うので地域の中では一挙にやってしまうという手もあると思うので、その辺のところもあわせて次回事務局のほうから提案してもらいたいと思います。よろしいでしょうか。

(全委員)

よい。

(会長)

それを皆さんで検討して審議するというのが次回の流れということでいきたいと思います。何かほかにございますか。なければそこまでの段階は御了承いただけたということでいきたいと思います。戸別の対応は絶対的に必要だと思っておりますので、政策ベースできちんとしておくことが重要になってきます。そのためにはプロセスを踏まえる。そうしないとなかなか上手く動きませんので、その辺の御協力をお願いしたいと思います。それでは今回の会合を終了したいと思います。

(事務局)

ありがとうございました。ただいま御活発な御意見をいただきまして、社会実験をやっていきますよということ、1つの方法として戸別オーダー方式がありますよということまでは、御了承をいただきましてありがとうございました。次回までに事務局としても別の案があるか考えますけれども、是非御提案があればいただきたいと思います。次回はそうした案も含めて審議会に御提案できればいいかなと思います。

(事務局)

3回目の審議会の日程ですが1月25日(木) 14:00～。会場については後日連絡いたします。

以上